

第1期普代村教育振興基本計画（最終案）パブリック・コメントの実施結果について

○第1期普代村教育振興基本計画（最終案）について、令和8年2月12日（木曜日）から25日（水曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施しました。

【実施の周知】 村ホームページ及び広報ふだい（No.765）への掲載、募集チラシ全戸配布

【閲覧場所】 普代村役場 1階村民ホール

【意見提出者】 4人

【意見件数】 14件

NO	区分	パブリックコメントでのご意見等	教育委員会の考え方	計画への反映
1	第1章 計画の進行管理 (計画案3ページ)	PDCAによる管理は重要ですが、教育は単なる管理対象ではなく、成長の積み重ねであると考えます。例えば、目を見て挨拶ができること、地域の行事で役割を果たすこと、失敗から立ち上がる経験を積むこと、といった数値化しにくい成長も大切な成果として評価できる視点を持つことが、普代らしい教育につながるのではないのでしょうか。 また、評価の過程に子どもや保護者、地域の声を反映する仕組みを加えることで、「村全体で育てる」という理念がより実効性を持つと考えます。	子どもや保護者、地域の声は、学校運営協議会において反映されます。地域と学校がビジョンを共有し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「熟議」の場の活性化に取り組みます。	【×：原案のとおり】
2	第4章 基本理念 (計画案14ページ)	「誰一人取り残さない教育」という理念に深く共感いたします。そのうえで、子どもたちが将来社会の中で自立して生きていくためには、「守る」ことに加え、「鍛え、育てる」という視点も同時に必要ではないかと感じます。安心できる環境の中で、「礼節を学ぶこと」「責任を果たすこと」「困難を乗り越える経験を積むこと」、これらは決して厳しさを目的とするものではなく、子どもへの愛情の表れであると考えます。 理念に、「誰一人取り残さず、自らを律し、挑戦し、社会に必要とされる力を育てる教育」といった趣旨を補強する表現を加えてはどうでしょうか。	国の第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）は、2040年以降を見据え、社会課題の解決と経済成長を両立させる「持続可能な社会の創り手」の育成を最優先コンセプトの1つに掲げていることから、ご意見を踏まえ、基本理念の説明を補足・修正しました。	【○：反映】
3	第4章 基本理念 (計画案14ページ)	本計画案において掲げられている「社会を創造する人づくり」(P5)の方向性に強く賛同いたします。一方で、人口減少・担い手不足が進行する普代村においては、「教育」「人材確保」「地域運営」、これらを包括的に議論・取り組む必要性を感じております。 アンケート結果からは、子どもたちの「安全」「健康」「礼儀作法」といった項目が重視されており、これらは単なる価値観ではなく、「安心して生きられる地域環境」への要求として読み解くことができると考えます。教育政策は学力向上に留まらず、地域で生きる力を支える社会基盤機能として再定義される必要があると考えます。	ご指摘のとおり、教育は学力の向上に留まらず、地域社会の中で共に生きる力や社会性を育む基盤として重要な役割を担うものと考えております。 本計画においても、学校教育・家庭教育・社会教育の連携を通じて地域全体で子供たちの成長を支えるスクールコミュニティの考え方を基本に据えており、ご意見の趣旨は計画の理念に一致するものと考えております。	【×：原案のとおり】
4	第4章 全体構成	普代は小規模であるからこそ、0歳から15歳までを見通した一貫した育成が可能な村であり、これは本村の大きな強みであると考えます。特に、子育て支援センターがはまゆり子ども園内に設置されていることは、保育士同士の密な連携を生み、子どもの発達情報や保護者支援を切れ目なく接続できるという構造的な優位性を有しています。福祉と教育が分断されず、安心の中で段階的に自立へと導くことができる環境は、本村ならではの長です。 この強みを明確に打ち出すため、「普代0-15一貫成長モデル（3・3・4・3・2区分）」を第4章に位置づけてはどうでしょうか。 ・0～3歳：基礎信頼形成期（安心と愛着の確立） ・3～6歳：規律と生活習慣の確立期（挨拶・姿勢・集団性） ・小学校前期：基礎学力と挑戦形成期（できる体験の積み重ね） ・接続期（小5～中1）：自律と役割意識の形成期（責任の芽生え） ・中学校後期：責任と社会性の確立期（進路と社会参画） このように成長段階を整理することで、子どもを“点”で支えるのではなく、“15年の物語”として育てる視点が共有できると考えます。守ることと鍛えることを両立させ、優しさの中に規律を、安心の中に挑戦を位置づける。その積み重ねが、教育の断絶をなくし、普代らしい一貫教育をより明確にするものと期待いたします。	子どもの成長を出生から義務教育終了までの連続したものとして捉え、幼児教育、学校教育、家庭教育、地域教育が連携した本村が目指すスクールコミュニティの考え方と一致するものと考えております。ご意見を踏まえ、第4章を整理した上で、「普代0-15一貫成長モデル」を追加しました。	【○：反映】

NO	区分	パブリックコメントでのご意見等	教育委員会の考え方	計画への反映
5	第4章 取組の視点 (計画案18ページ)	<p>知育・徳育・体育は、単なる教育分野の区分ではなく、子どもたちが社会の中で自立して生きていくための「人間の土台」を形成する三つの柱であると考えます。その本質を、次のように明確にしてはどうでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知育：知識を土台に、自ら考え、判断し、答えを導き出す力を育てること ・徳育：礼節を重んじ、責任を担い、困難にも向き合う姿勢を育てること ・体育：姿勢や体幹、基礎体力、安定した呼吸を整え、集中力と持続力の基礎を築くこと <p>知育は単なる知識量ではなく、思考力と主体性を養う営みであり、徳育は優しさにとどまらず、自らを律し、社会の一員として信頼される力を育むものです。また体育は、特定の競技力向上のみを目的とするものではなく、正しい姿勢や体幹、呼吸を通じて心身を整え、学びを支える身体の基盤をつくる教育であると考えます。日本には古くから、姿勢や礼法、所作を通じて心を整える身体文化が受け継がれてきました。こうした視点も踏まえ、知・徳・体を一体として捉えることで、点数や数値だけに偏らない「人づくり」の方向性がより明確になるのではないのでしょうか。</p>	<p>文部科学省が学習指導要領で掲げる「生きる力」の根幹である「知・徳・体」は、本計画の第5章基本施策1「就学前・学校教育の充実」の目標とする姿及び取組の内容に設定されており、ご意見の趣旨は計画の方向性と一致するものと考えております。</p>	【×：原案のとおり】
6	第4章 基本理念 (計画案16ページ)	<p>教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールの開設は、どんな感じになるのか。また、関係する大人が学習したり、研究会に参加できる機会を用意してはどうか。</p>	<p>小中学校が各1校のみの本村においては、学校に通うことが難しい児童生徒にとって代替となる学びの場が存在しない状況にあります。教育支援センターは、学校とは異なる環境で児童生徒の状況に応じた支援を行うものであり、不登校の長期化を防ぐ重要な役割を担うものです。一人でも支援が必要な児童生徒がいる場合に対応できる体制を整えられるよう関係者が連携して対応策の検討を行います。</p> <p>また、教育支援センターは、不登校児童生徒の復帰や社会自立を目指し、保護者と連携して心理的ケアや学習支援を行います。保護者の抱える悩みへの共感的理解、学校と連携した支援、そして運営状況の情報提供を通じて、地域一体となった理解と協働体制の構築を図ります。</p>	【×：原案のとおり】
7	第4章 基本理念 (計画案16ページ) 第5章 児童生徒の健全な育成 (計画案28ページ)	<p>教育支援センター等の開設が令和12年度1箇所と設定されているが、本文では検討に留まっている。これを細部計画を策定することを義務付ける表現に改めるべきではないか。</p>	<p>教育支援センターの開設は、本村における不登校児童生徒への支援の充実を図るうえで重要な施策であると認識しており、本計画において目標として位置づけています。ただし、本村は小規模自治体であり、対象となる児童生徒や既存施設の活用、人的体制などを十分検討した上で、持続可能な形での運営方法を整理する必要があります。</p> <p>このため、計画では直ちに具体的な施設整備等を決定するのではなく、まずは教育支援センターの設置を含めた支援の在り方について検討を進め、実情に即した形で体制整備を図ることとしています。</p>	【×：原案のとおり】
8	第5章 特別支援教育の推進 (計画案31ページ)	<p>特別支援教育については、全国的にも支援を必要とする児童生徒が増加しています。単に「継続する」「図る」ではなく、基準を設けてリソースを確保する要件定義の表現が必要です。</p>	<p>特別支援教育支援員は、障害のある児童生徒の学校生活を支える役割で、国は小中学校数に応じて地方財政措置（全公立小中へ約1人目安）を講じています。具体的な配置基準は各市町村教育委員会が児童の障害程度や人数を考慮し決定する仕組みとなっております。</p> <p>本村では、特別支援教育支援員1学級1名（小中学校で9名）配置し、支援を必要とする児童生徒数を上回っている状況です。今後も、この配置状況を維持継続するよう、学校と連携を図りながら対応することとしています。</p>	【×：原案のとおり】
9	資料編 アンケートの集計結果 (計画案61～62ページ)	<p>アンケート結果において、虐待等への対応について「学校以外の期間と連携して対応すべき」という回答が教職員で70.8%、住民で58.3%と非常に高くなっている。個人の努力に依存しない「システム化」を基本計画で宣言すべきではないか。</p>	<p>児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもなどの早期発見や適切な保護・支援のために、関係機関が連携・情報共有を行う場として法的に位置づけられた要保護児童対策地域協議会を設置しており、システム化を基本計画で宣言することは考えておりません。</p>	【×：原案のとおり】
10	資料編 アンケートの集計結果 (計画案67ページ)	<p>教職員の心身のゆとりは、児童生徒への教育福祉の質に直結します。アンケートで9割弱の教職員が「忙しい」と回答している深刻な状況に対し、「推進する」というスローガンではなく、細部計画の策定を指示する表現にすべきではないか。</p>	<p>令和6年4月に策定した「普代村立小中学校働き方改革プラン」と改正給特法に基づいた「業務量管理・健康確保措置実施計画」とを一体化した改訂プランを策定（令和8年3月）しています。改訂プランでは教師業務に専念できるよう、学校と地域と行政の担うべき役割等を明確化するとともに、学校運営協議会との関りの必要性も明確化しています。</p>	【×：原案のとおり】

NO	区分	パブリックコメントでのご意見等	教育委員会の考え方	計画への反映
11	資料編 アンケートの集計結果 (計画案67ページ)	<p>本計画案では、AI等の先進技術の利活用や情報教育の推進について触れられているが、普代村の教職員体制の規模や、9割弱の教職員が「忙しい」と回答している深刻な業務過多の現状を鑑みると、これ以上の新たなスキルや知見の習得を教職員の自己努力に求めることは困難であり、実効性が担保できないと考えられる。技術革新のスピードに対応し、かつ教職員が本来の「児童生徒と向き合う業務」に専念できるよう、「教職員に担わせる」のではなく、「民間の専門人材を直接活用する・業務を委託する」といった前提に立った文言へと修正すべきではないか。</p> <p>(1) 児童生徒へのAI・ICT教育の民間委託 (2) AI・ICT環境の運用管理の外部委託 (3) 校務のAI化とアウトソーシング</p>	<p>(1) AIやICTを活用する力はこれからの社会を生きる子どもたちにとって重要な資質・能力であると認識しています。本計画においても、ICTを活用した学習環境の充実や情報活用能力の育成を重要な施策として位置づけています。AI・ICT教育の推進に当たっては、学校教育の中で教員が主体となって指導することを基本としつつ、専門的知見を有する民間事業者等の活用についても、必要に応じて連携を図りながら効果的な取り組みを進めてまいります。</p> <p>(2) AI・ICT環境の運用管理については、専門的な知識を必要とする分野であることから、教職員の負担軽減や安定した教育環境の確保の観点から踏まえ、必要に応じて外部専門事業者の活用も含めた適切な運用体制の確保に努めてまいります。</p> <p>(3) 教職員の負担軽減を図るため、校務の効率化は重要な課題であると認識しております。本村では、ICTの活用による校務の効率化を県内でも早期に進めており、AIの活用や外部委託についても、教育活動への影響や情報管理等に配慮しながら、今後の課題として研究してまいります。</p>	<p>【×：原案のとおり】</p> <p>【×：原案のとおり】</p> <p>【×：原案のとおり】</p>
12	具体的施策提案	<p>本計画理念を実効性ある構造へ接続するため、「地域学習・人材循環プラットフォーム」の整備を提案いたします。普代村において必要なのは、「教育機能」「人材機能」「地域関係形成機能」を横断的に接続する実装基盤であると考えます。(以下、具体施策提案)</p> <p>(1) 一般社団法人「普代村の人事部」の設立 (2) 村の寺子屋(村営塾)の発展的再設計</p>	<p>ご意見のとおり、地域の人材や資源を生かした学習機会の充実、子どもたちの多様な学びを支える上で重要であると認識しております。</p> <p>本計画は、本村の教育施策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な事業や取り組みの内容については、個別計画等で検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>【×：原案のとおり】</p>
13	教育政策との論理整合	<p>共同生活・地域接点・学習循環の構造は、「豊かな心の育成」「社会性の形成」「生きる力の醸成」に直接的に寄与します。</p> <p>教育は制度的機会だけでなく、生活構造そのものが教育環境として機能します。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもたちの成長は学校教育のみならず、家庭や地域社会での生活や様々な体験を通して育まれるものであり、教育は社会全体の中で支えられるものであると認識しております。</p> <p>本計画においても、学校教育、家庭教育及び社会教育の連携を図りながら、地域全体で子どもの成長を支える教育環境の充実を基本的な考え方としております。</p> <p>今後も、学校と家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちが多様な学びや経験を得られる教育環境づくりに努めてまいります。</p>	<p>【×：原案のとおり】</p>
14	KPI提案(重点評価指標)	<p>この地域で生きるの楽しいと回答する住民割合、将来期待感、経済的又は精神的に困難な状況において相談できる人が3人以上いる住民割合、これは、「教育成果」「社会関係資本」「地域持続性」を総合的に評価可能な基本指標となります。</p>	<p>施策の進捗管理や成果の把握は重要であると認識しております。</p> <p>本計画は、教育施策の基本的な方向性を示すものであることから、具体的な重点評価指標の設定や進捗管理の方法については、個別の施策や事業の中で検討してまいります。</p>	<p>【×：原案のとおり】</p>